

# 家畜衛生広報



長野家畜保健衛生所  
北信家畜畜産物衛生指導協会  
〒380-0944 長野市安茂里米村1993  
Tel 026-226-0923 Facs. 026-227-2665  
E-mail:nagakachiku@pref.nagano.lg.jp

## 新しい年にあたり



新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、4月に熊本で震度7を超える大きな地震があり、鳥取県、福島県でも地震が発生し、被災された方々には心よりご冥福をお祈りします。

一方、家畜衛生を取り巻く状況をみますと、高病原性鳥インフルエンザ H5N6 が青森県、新潟県、宮崎県、北海道、熊本県で相次いで発生しており、野鳥等での検出事例も150件を超え、発生リスクの高い状態が続いておりますし、お隣の韓国では3千万羽以上が殺処分され卵価も約2倍になるなど大きな影響が出ています。

また、口蹄疫も中国、韓国等の近隣アジア諸国で断続的に発生しています。

これらの家畜伝染病は、本県でいつ発生してもおかしくない状況にありますので、畜産農家の皆様におかれましては、飼養衛生管理基準にある、家畜・家きんの健康観察、畜舎の消毒の励行、関係者以外の農場立入の制限、野鳥やネズミなど野生動物の侵入防止のための防鳥ネットの点検などの再度の徹底をお願いするとともに、異状を発見した場合には直ちに当所や担当獣医師に通報するようお願いいたします。

終わりに、本年が皆様方にとって良い1年となりますとともに、家畜防疫にとっても平穏な年であることを祈念申し上げ、年頭のあいさつとさせていただきます。

私たち所員一同、一丸となって皆様とともに家畜衛生の向上並びに畜産の振興にまい進して参りますので、本年もどうぞ宜しく願い申し上げます。

所長 久米田 章仁

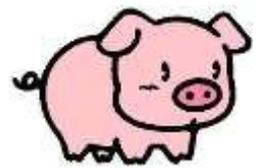
### 消毒は伝染病予防の第一歩

まずは踏み込み消毒槽を畜舎に置きましょう



オール信州で取り組む  
**地消。地産**  
「地域の消費」と「地域の生産」を結んで  
地域内経済循環の輪を広げます。

# ～ 養豚農家の皆様へ ～



韓国では口蹄疫が、国内ではPEDが発生しています。  
飼養衛生管理基準の再確認など侵入防止の徹底をしてください。

- 農場に入る際は、靴や持ち込む物の消毒を徹底しましょう。
- 外部からの人や車をなるべく農場に入れないようにしましょう。
- 農場（衛生管理区域）に立ち寄る車や持ち込む物は必ず消毒しましょう。
- 口蹄疫の発生国からの輸入されたものや渡航者を農場に近づけさせないようにしましょう。
- 口蹄疫やPEDを広げないためには、早期発見がとても大切です。

毎日、必ず家畜を観察して、異状がある時には、家畜保健衛生所まで連絡してください。

<口蹄疫の特定症状> 発熱（39℃以上）、泡沫性のよだれ、起立困難、泌乳量の大幅な低下、

口・鼻・乳頭に水ぼう、びらん、潰瘍

<PEDの症状> 哺乳豚；黄白色水様下痢と脱水

母豚；食欲不振、泌乳停止等

## 韓国における口蹄疫 国内におけるPED発生状況

2016年4月8日現在

韓国における口蹄疫の発生状況  
(2016年1月以降)



平成28年1月5日  
農林水産省消費・安全局  
動物衛生課

豚流行性下痢(PED)の発生状況  
(平成28年9月以降の発生について)

発生都道府県	初発事例確認日	発生件数	発生農場数		非発生農場割合	発症頭数	死亡頭数	頭数の最終確認日
			発生	非発生				
青森県	平成28年11月2日	1	1	0	0%	9	0	平成28年11月18日
茨城県	平成28年12月21日	3	3	0	0%	810	20	平成28年12月31日
群馬県	平成28年11月29日	2	2	0	0%	883	29	平成28年12月28日
埼玉県	平成28年12月26日	1	1	0	0%	41	0	平成28年12月26日
千葉県	平成28年11月7日	4	4	0	0%	449	0	平成28年12月19日
新潟県	平成28年11月21日	1	1	0	0%	20	0	平成28年11月21日
宮崎県	平成28年11月28日	3	3	0	0%	235	200	平成28年1月5日
鹿児島県	平成28年10月30日	1	1	0	0%	300	107	平成28年12月13日
合計	8県	16	16	0	0%	2,747	356	

都道府県の取りまとめによる累計数。  
・「非発生農場」とは、原則としてPED防疫マニュアル(平成26年10月24日付け26済安第3377号消費・安全局長通知)の4(5)の規定に基づき、農場内全体で症状がみられなくなったことを家畜防疫員が臨床検査により判断した時点から、  
(1)症状が新たに確認されないまま8週間が経過した農場  
(2)症状が新たに確認されないまま4週間が経過し、かつ、PCR検査で陰性を確認した農場をいう。